

鹿児島市立山下小学校 いじめ防止基本方針

鹿児島市立山下小学校

校 訓	本校教育目標	生徒指導全体目標
負けるな うそを言うな 弱い者をいじめるな	未来の創り手となる生きる力を備えた山下の子の育成	人間性豊かで、心身ともにたくましく、未来の創り手となる生きる力を備えた子供を育てる。

いじめ防止に関する指導目標
全ての子供が安心して学校生活を送ることのできるように、いじめを認めないという一人一人の心と集団としての問題解決ができる力を育てる。

いじめ防止推進のための基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校におけるすべての教育活動の中で、積極的な生徒指導の推進に努める。 ○ いじめに関する認識を深め、全職員の共通理解を図り、一体となって指導にあたる。 ○ 一人一人の子供を認め、褒め、励ます指導に心がける。 ○ 日々の観察を基に子供の実態を的確に把握し、個に応じた指導を徹底する。 ○ 家庭・地域、諸関係機関との連携・協働を図り、いじめの未然防止・早期発見・課題対応にあたる。

教科・領域及びその他の教育との関連	
教科指導	子供が持っているよさや可能性を生かす学習指導を展開する中で、それぞれのよさを認め、達成感を味わわせ、自己実現を図るとともに、学級集団における自己の存在価値を認識させる。
道徳	生命の尊さに気付かせ、生命を大切にするとともに、思いやりの心をもち自他の個性を認め合う態度を育てる。
特別活動	集団の一員として自覚を深め、互いに協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
特別支援教育	子供一人一人を大事にした教育を推進し、特別支援教育への理解と啓発に努め、思いやりの心を育てる。
人権教育	人権尊重の精神に徹し、偏見や差別をなくしていこうとする意欲と実践力をもった子供を育てる。
家庭・地域等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者への啓発活動を推進し、連携・協働を図り問題解決にあたる。 ・ PTA活動 ・ 校区コミュニティ活動 ・ あいご会活動 ○ 関係機関との連携・協働

＜ いじめ防止に関する取組の年間計画 ＞

4月	いじめ問題を考える週間（15日～19日）	10月	「学校楽しいーと」、いじめ実態調査（ニコニコアンケート）の実施と分析 児童との教育相談
5月	「学校楽しいーと」、いじめ実態調査（ニコニコアンケート）の実施・分析	11月	校内人権週間に向けた事前指導 人権標語の作成
6月	いじめ防止強調月間（6月2日～6月28日） 児童との教育相談	12月	校内人権週間への取組 保護者との教育相談 冬季休業前の生活指導
7月	保護者との教育相談、職員研修	1月	冬季休業後の生活指導の充実
8月	情報交換、夏季休業中の生活指導	2月	いじめ実態調査（ニコニコアンケート）の実施と分析
9月	いじめ問題を考える週間（2日～6日）	3月	情報交換（引き継ぎ）

※ 心に届く生徒指導推進委員会・・・月1回の実施を基本とする。

※ 定期的に悩み相談カードを活用し、子供理解に努める。

＜ 鹿児島市立山下小学校 いじめ防止対策組織 ＞

1 設置の目的

既存の「心に届く生徒指導推進委員会」をいじめ防止対策組織として運用し、いじめのささいな兆候や児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

2 委員会の構成

いじめ防止対策組織としての委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健主任、道徳教育推進教師、教育相談係、養護教諭、学年主任、関係学級担任で構成し、校長の判断により必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の関係機関と連携する。

3 主な役割

(1) 「山下小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

学校評議員会や学校内部評価等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

(2) 教職員への意識啓発

ア 年度初めの職員会議で「山下小学校いじめ防止基本方針」について周知し、教職員の共通理解を図る。

イ いじめ実態調査（ニコニコアンケート）と「学校楽しいーと」の実施や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

(3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

学校だよりや学級通信、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組について情報を発信する。

(4) いじめ事案への対応

ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

イ 事実への対応については、適切なメンバーの構成（対応班）を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の関係機関と連携して対応する。

ウ いじめが解消したと判断した場合も、経過観察を行い、継続的な指導・支援を行う。また、学級編制時には必ず情報の伝達を行う。

4 連携する機関及び連絡先（電話番号）

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県警察本部（少年サポートセンター）	252-7867
鹿児島中央警察署	222-0110
鹿児島西警察署	285-0110
県総合教育センター教育相談課	294-2788
県中央児童相談所	264-3003
鹿児島県子ども家庭課	286-2766
鹿児島市健康福祉局 こども未来部 子ども福祉課	216-1260

＜ いじめ防止等に関する具体的な取組 ＞

1 いじめについての共通理解

(1) 職員会議等で学校の基本方針の周知を図り、「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）」（6月2日～6月28日）や「いじめ問題を考える週間」（4、9月）等で、全校朝会や学年集会で全校児童に、いじめに関する講話等を行う。（鹿児島県教育委員会「いじめ対策必携」「なくそう差別、築こう明るい社会」の活用）

(2) 学年会で、気になる児童の情報交換を行い、情報の共有化を図るとともに、心に届く生徒指導推進委員会で報告し対応を検討して手だてを講じる。

(3) 「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）」や「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて、適宜児童がいじめ問題について学ぶ時間を設定する。

(4) 定期的な悩み相談カードの活用や年3回（5、10、2月）のニコニコアンケートや年2回（6、10月）の全児童対象の教育相談、また年2回（5、10月）の「学校楽しいーと」による調査を行い、児童の実態把握、状況把握に努め、課題解決に向け手だてを講じる。

2 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

「全ての児童にとって安心して安全な学校・学級づくり」を目指して、児童が人権感覚を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを行う。

(1) 多様性を認め、相手を尊重する態度の育成

ア 児童が、一人一人のよさや違いを理解し「いろいろな人がいた方がよい。」と思うとともに、「分かった」、「できた」という達成感を味わったり「分からないことが分からない」と言えたりする授業づくりを推進する。

イ 人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験活動の充実を図る。

ウ 「誰もが法によって守られている」、「法を守ることによって社会の安全が保たれている」といった意識を高め、市民社会のルールを尊重するようにする。

※「弁護士によるいじめ防止授業」の活用。

(2) 対等で自由な人間関係の構築

ア 校訓「弱い者をいじめるな」を具現化し、「いじめは認めない」という学級づくりに努める。

イ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定したり、「つらいことがつらいと言える」人間関係作りに努めたりする。

ウ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。

(3) 自己信頼感を育む

ア 人間関係を深める異学年交流を推進する。(清掃活動、ふれあい給食、児童集会等)

イ 主体的な活動を通して、子供たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に努める。(学級経営の充実)

ウ 全校朝会等での授賞式や山下小向田邦子賞授賞式などを利用し、児童のがんばりを多くの児童や保護者等に紹介し、自己有用感や自己肯定感を高める。

エ 教師は、否定的な発言をせず、児童のがんばりを認め、褒めるプラス志向の発言に努める。(鹿児島市教育委員会「あらためて体罰防止を考える(手引き)」の活用)

(4) 保護者や地域の方への働きかけ

ア 保護者同士のコミュニケーションがより図れるようなPTA活動を進める。

イ 学級PTA、あいご会活動などにおいて、学校におけるいじめ防止に対する指導方針などを伝えたり、情報収集したりするなど、いじめ発生防止に努める。

ウ 授業参観における全学級での道徳の授業の実施(家族参観日等)、学校便り・学級通信などによる広報活動を行う。

3 いじめの未然防止教育

全ての児童が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて断続的に行う。

(1) いじめの心理から考える未然防止教育

「いじめは良くない」と頭で理解するだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を身に付けるように働きかける。

ア いじめの衝動を発生させる原因理解

① 心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)

② 集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級・集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)

③ ねたみや嫉妬感情

④ 遊び感覚やふざけ意識

⑤ 金銭などを得たいという意識

⑥ 被害者となることへの回避感情

などが挙げられる。また、不安や葛藤、劣等感、欲求不満が潜んでいることも多い。丁寧な内容面理解の基に、児童自身が自分の感情に気づき適切に表現できるようにする。

イ いじめの構造理解

道徳科や学級活動をとおして、「聴衆(はやし立てる)」、「傍観者(暗黙の了解)」から「仲裁者(いじめを抑止する)」や「相談者(いじめを知らせる)」となるようにするとともに、担任が信頼される存在として、児童と信頼関係を築くようにする。

ウ いじめを法律的な視点から考える

いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には犯罪行為になるという認識をもつように、発達の段階に応じて、ネット・新聞記事、警察や弁護士等を活用する。

4 いじめの早期発見の取組

「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすい」という認識をもち、子供のたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

気になることについては、日頃から教職員同士（放課後、学年会、職員全体会など）や保護者（放課後、教育相談、学級PTAなど）、また、関係機関と連絡を取り合う関係を築いておくようにする。

(1) 日々の観察

ア 山下の子（日記）の活用

イ 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」（別紙1）の活用（学年部会で情報交換）

ウ 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施（朝の活動、休み時間等、教児共に活動する中で見とる）

(2) 教育相談

ア 教育相談期間の設定（6・10月 全児童対象）

イ 保護者との教育相談の実施（夏休み：希望者のみ 冬休み：希望者のみ）

(3) いじめ実態調査

ニコニコアンケートの実施（5・10・2月 全児童対象）

(4) 学校楽しいーと

学校楽しいーとの実施（5・10月 全児童対象）と分析、活用

(5) 悩み相談カードの活用

悩み相談カードへの記入、活用（全児童対象）

(6) その他

ア 職員間の情報交換（心に届く生徒指導推進委員会、学年会、職員連絡会等）

イ スクールカウンセラーによる教育相談（週1回来校）

ウ 養護教諭との連携（保健日誌の確認を含む）

エ 鹿児島県教育委員会「いじめ対策必携」の活用

5 いじめに対する措置（早期対応の基本的な流れ）

いじめがあることを確認した場合には、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、担任と学年主任等複数で事情の聞き取りを行う。そして、生徒指導主任が「心に届く生徒指導推進委員会」を開き、対策を話し合い、組織で対応する。また、家庭や教育委員会等への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を図るようにする。

いじめ問題等への基本的な対応の流れ

【いじめの定義】（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ情報のキャッチ

→ 状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。

いじめ問題に関する情報は、統一様式（別紙2）の用紙に記入する。

※ 別紙2は、ファイルに保管し、次年度への引継資料として活用する。

□ 情報収集の内容

- ・ だれがだれをいじているのか。【加害者と被害者の確認】
- ・ いつ、どこで起こったのか。【時間と場所の確認】
- ・ どんな内容のいじめか。どんな被害をうけたのか。【内容】
- ・ いじめのきっかけは何か。【背景と要因】
- ・ いつ頃から、どのくらい続いているのか。【期間】

□ 情報収集の手段

- ・ アンケートの実施
- ・ 日記、連絡帳
- ・ 子供との会話
- ・ 教育相談
- ・ 保護者との連携
- ・ 養護教諭との連携
- ・ 日常生活の観察

□ 情報収集の留意点

- ・ 「いじめはない」などの個人的な解釈で看過しない。
- ・ 複数体制で対応する（自分の責任と思いこみ、自分だけで解決しようとするしない）。
- ・ 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。

※ 情報収集の段階から組織で対応することを徹底する。

いじめ対応チームの編成

担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 校長・教頭 → 心に届く生徒指導推進委員会

- ・ 「被害児童を守り通す」という姿勢で迅速・丁寧に対応する。
- ・ 見守る体制を整備する。(登下校, 放課後, 休み時間等)

↓ ※ 緊急性のある事案
(直ちに第1報)
鹿児島市教育委員会, 関係機関

対応方針の決定・役割分担

□ 対応方針の会議での協議内容 生徒指導主任

- ・ 緊急度の確認 (命に関わる可能性があるか)
- ・ 詳細な調査の必要性 (調査の内容と方法の検討)
- ・ 具体的な指導・支援の方針の検討 (役割分担, 支援チームの構成)
- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
- ・ 保護者への対応
- ・ 関係機関との連携の方向性

対応方針について
教育委員会
へ相談

教頭第2報

□ 役割分担

担任, 生徒指導主任, 教頭

- ・ いじめられた児童の事情聴取と支援
- ・ いじめた児童の事情聴取と指導 → 校長へ報告 → 指導
- 教頭
 - ・ 保護者への対応
 - ・ 関係機関への対応
 - ・ 教育委員会へ対応方針について連絡・相談
- 教務
 - ・ 周囲の児童と全体児童への指導

正確な実態把握, 支援・指導, 保護者との連携

□ 児童

- ・ 原則, 事情聴取は, 被害者 → 周囲にいる者 → 加害者の順に行う。
- ・ いじめの状況, いじめのきっかけ等を把握し, 事実に基づく指導を行う。
- ・ 正確に実態を把握するために, 複数の教員で確認しながら聴取を行う。

□ 保護者

- ・ 聴取を終えた後, 担任, 生徒指導主任, 教頭が児童を自宅に送り届け, 保護者に直接会って説明する。
- ・ 具体的な対策を伝え, 学校との連携方法を話し合う。

【具体的な対応】

□ いじめられた児童への基本的な関わり方

- ・ 「だれも助けてくれない」という無力感を取り払う。
- ・ いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝える。
- ・ 大人の思い込みで児童の心情を勝手に受け止めない。
- ・ 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくる。

□ いじめられた児童への対応

- ・ いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にして安心感を与える。
- ・ つらさ, 悔しさ等に共感し, 本人の意思を確認しながら今後の対応と一緒に考える。
- ・ 自己肯定感を回復できるよう, 学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- ・ 仲直りして問題が解決したと考えず, その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る (3か月以上)。

□ いじめられた児童と個別面談をする際の留意点

- ・ 秘密が守られる環境を用意し, 心の整理をする時間を確保する。
- ・ 教師は味方であるという関係からスタートする。
- ・ これまで耐えてきたことを肯定的に受け止め, 焦らず, せかさず, 共感的に接する。

- いじめた児童への基本的な関わり方
 - ・ いじめた行為が「命に関わる重大なこと」であり、「絶対に認められない」という毅然とした態度で臨む。
 - ・ いじめられた児童の心の痛み気付かせながら、成長支援の視点に立って、内面に抱える不安や不満、ストレスを受け止めるようにする。
 - ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

- いじめた児童への対応
 - ・ いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめは、絶対に認められない行為であることに気付かせる。
 - ・ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を分析して指導に当たる。
 - ・ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等について理解させる。
 - ・ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
 - ・ いじめた児童の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握する。
 - ・ 場合によっては、警察等の協力や出席停止の措置をとる。
 - ・ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して必要な指導を行う。

- いじめた児童と個別面談をする際の留意点
 - ・ 「開き直り」に対処する。
暴力行為について「ただ遊んでいただけ」などと、自分に都合の良い証言をしようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
 - ・ 「被害者にも非がある」と認めてはいけない。
「確かに、いじめられた子にも非があるよね。」と認めてはならない。「〇〇もしたから、自分は悪くない。」と自分の都合の良い方向に解釈することがある。
 - ・ 「いじめ」という言葉を使わずに指導するケースが効果的な場合もある。
いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りていただけ。」と都合の良い証言をする児童もいる。「自分の物がなくなったり、他の人が勝手に使っていたりしたら、あなたはどう思う。」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる。」というように、「いじめ」という言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだと言った方が効果的な場合もある。

※ 保護者への対応は、担任のみでなく学年主任や生徒指導主任等の協力を得て、複数で行う。

- いじめられた児童の保護者への対応
 - ・ 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
 - ・ 学校が把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
 - ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ・ 学校として子供を守り通すことを十分に伝える。
 - ・ 家庭で子供の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
 - ・ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して、弾力的に対応する。

- いじめた児童の保護者への対応
 - ・ 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた児童や保護者の気持ちに共感してもらう。
 - ・ 「いじめは決して認められない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ・ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
 - ・ 児童のより一層の成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

- 聴衆・傍観者への対応
 - ・ いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に認められないことだと理解させる。
 - ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることに気付かせる。
 - ・ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
 - ・ いじめを伝えることは、正義に基づいた勇気ある行動だということを理解させる。

指導体制の検討・今後の対応 → 状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。
 新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

- いじめ対応チームによる対応
 - ・ 学校生活での意図的な観察及び助言（該当児童と周りの児童の状況）
 ・ ・ ・【学級担任、学年主任、養護教諭】
 - ・ 学級担任へのサポート（情報交換、学級づくりへの支援）
 ・ ・ ・【生徒指導主任、管理職】
 - ・ 保護者との連携支援 ・ ・ ・【学級担任、管理職】
 - ・ 関係機関との連携支援 ・ ・ ・【管理職、スクールカウンセラー】
 - ・ その後の状況について教育委員会への報告 ・ ・ ・【管理職】

【「いじめの解消」の定義】
 いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめ」が「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 ① いじめに係る行為がやんでいる状態が3か月以上継続していること。
 ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
 ※ 本人や保護者への面談をとおして継続的に確認する。また、解消している状態でも、卒業する日まで日常的に注意深く見守り続けていく。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）
 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

- #### イ 重大事態への緊急対応
- 重大事態の報告
 - 重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。
 - ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
 - 全校体制による緊急対応
 - 学校が事実に関する調査を実施することになった場合は、「心に届く生徒指導推進委員会」を母体にして、校長の判断により適切な専門家（大学教授や県教委職員等を含む）を加えるなどして対応する。また、市教育委員会と連携して、全校体制で対応する。
 - 市教育委員会との連携
 - ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告する。

- ・ スクールカウンセラーや臨床心理相談員などの緊急派遣等の人的支援の要請をする。
- ・ 県教育委員会や警察などの連携について要請する。

(2) 学校による調査

法第 28 条第 1 項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。

重大事態緊急対応委員会 ・ ・ ・ 校長，教頭，三主任，学年主任，関係機関
 ※ 外部窓口：教頭 校内窓口：生徒指導主任
 《生徒指導部》 事態の状況確認，情報収集，情報整理
 《保健指導部》 児童の状況確認と支援・指導，児童・保護者・教職員の心のケア
 《教務部》 P T A ・警察などとの連携

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ いつ（いつ頃から） ・ どこで ・ 誰が ・ 何を，どのように（態様）
- ・ なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

□ いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、聞き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散、風評被害等にも配慮する。

- ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
- ・ 情報を提供してくれた児童等の安全確保
- ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など

□ いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合）、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) その他留意事項

ア 心のケア

いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

いじめられた児童及びその保護者に対して、調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。また、調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。

ウ 調査対象の児童及びその保護者に対して

調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

5 その他

□ 学校いじめ防止基本方針を、学校の Web ページで公表し、児童一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。

□ 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつもだれかの机が曲がっている。
- 自分たちで掃除がきちんとできない。
- グループ分けをすると特定の子供が残る。
- 学級やグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 授業中、先生に見えないように物を投げ合ったり、メモなどのやりとりをしたりしている。
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。
- グループにすると机と机の間に隙間がある。
- 特定の子供に気を遣っている雰囲気がある。

いじめられている子供

● 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる。
- みんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
- 下を向いて視線を合わせようとしない。
- 早退や一人で下校することが増える。
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- おどおどしている。
- 顔色が悪く、元気がない。
- 遅刻、欠席が多くなる。
- ときどき涙ぐんでいる。

● 授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされる。
- グループ編成の時に孤立しがちである。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- 先生がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。
- いつも物を取りに行かされる。
- 一人でいることが多い。
- 教室へいつも遅れて入ってくる。
- 先生の近くにいたがる。

● 給食時間

- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。
- ほかの子供の机から机を少し離している。
- 好きな物をほかの子供にあげる。
- 食べ物にいたずらされる。

● 掃除時間

- いつも同じ係をさせられている。
- いつも片付け（後始末）をさせられている。

● その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。
- ボタンがとれたり、ポケットが破けたりしている。
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする。
- 持ち物を壊されたり、隠されたりする。
- 服に靴の跡がついている。
- 手や足にすり傷やあざがある。

いじめている子供

- 多くのストレスを抱えている。
- あからさまに先生の機嫌をとる。
- 先生によって態度を変える。
- グループで行動し、他の子供に指示を出す。
- 他の子供に対して威嚇する表情をする。
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- 特定の子供にのみ強い仲間意識をもつ。
- 先生の指導を素直に受け取れない。
- 友達にきつい言葉をつかう。

